



中小企業向け融資制度を利用される方へ



- 申込窓口 取扱金融機関の窓口へ直接お申込み下さい。
- 対象者 浜松市内で事業を営んでいる(営もうとする場合も含む)中小企業者及びNPO法人で、各制度の要件に該当する方が対象です。中小企業者とは、資本金又は従業員数のいずれかが下表に該当する個人・会社です。NPO法人には資本金の概念がないため、資本金による規模要件はありません。組合は、事業協同組合・企業組合・協業組合・商工組合・商店街振興組合等が対象となります。

業種	資本金	従業員数	業種	資本金	従業員数
製造業・建設業・運送業・ソフトウェア業・情報処理サービス業・その他の業種	3億円以下	300人以下	サービス業	5千万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下	ゴム製品製造業(自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く)	3億円以下	900人以下
小売業	5千万円以下	50人以下	旅館業	5千万円以下	200人以下

【条件】 ● 浜松市税を納税し、滞納していないこと
● 市民税・県民税特別義務者として指定されていること又は指定されていないことについて正当な理由があること

- 業種 静岡県信用保証協会の信用保証の対象となる業種。 ※詳しくは、静岡県信用保証協会にお問い合わせください。
○ 次の業種は**対象外**となります。
① 農業 ② 林業(素材生産業・素材生産サービス業を除く) ③ 漁業 ④ 金融業・保険業(保険媒介代理業・保険サービス業を除く)
⑤ 風俗営業や本来中小企業になじまない業種(宗教等) ⑥ 公序良俗に反する業種 ほか
○ 法令等に基づく許認可が必要な業種では、許認可を受けていることが必要です。

- 資金使途 事業資金(運転資金・設備資金)
○ 以下の資金は**対象外**となります。
① 生活資金など、事業資金でないもの ② 住居の用に供する設備資金 ③ 投資資金
④ 法人設立・増資のための資本金 ⑤ 土地の購入資金(事業承継資金は除く)
⑥ 3・5ナンバーの車両購入資金(旅客運送業の営業用車両、物品賃貸業の賃貸用車及び福祉介護用車両など市長が特に認めた場合を除く)
⑦ 既存借入金を返済するための資金(同一融資制度内での借換は除く) ⑧ 系列や取引先の債務を肩代わりするための資金

- 各制度共通の ① 中小企業資金融資申込書(第1号様式)「浜松市中小企業資金融資制度」
必要書類(※1) ② 委任状(第4号様式)「浜松市中小企業資金融資制度償還利子補助金交付」
③ 市税納付・確認同意書(浜松市で市税納付を確認できない場合は納税証明書(市町村税))(第5号様式)
④ 市民税・県民税特別徴収義務者指定通知書(届書)の写し又はそれに代わる書類 ※その他、融資制度により必要書類がございますので、ご確認ください。

ビジネスサポート資金

対象者	● 市内に主たる店舗・工場・事業所を有する従業員20名以下の中小企業者	期間	10年以内(据置期間を含む)
資金使途	事業所等にかかる一般事業のための運転資金・設備資金	償還方法	元金均等割賦払 据置 2年以内
融資限度額	5,000万円	担保・保証人	金融機関・信用保証協会の定めるところによる
融資利率	年1.6%以内(市が0.42%を利子補給した後の利率)	その他	ビジネスサポート資金内で借換を行うことができる(融資限度額以内で増額可、返済額増額可)。
信用保証協会の保証	保証付とする 普通保証 新規先特別保証	制度ごとの必要書類	● 既往借入金を借り換える場合は借換計画書(第4号様式) 【浜松市と信用保証協会へ提出する共通書類 各2部】 ① 申込人(企業)概要 ② 決算書・確定申告書(1期分) ③ (設備資金)見積書及び設備計画書 +共通の必要書類①~④(※1)
信用保証料率	信用保証協会の定めるところによる 普通保証 年0.40%~1.35%以内 (市が信用保証協会に0.05%~0.55%を補助した後の保証料率) 新規先特別保証 年0.29%~1.13%以内 (市が信用保証協会に0.05%~0.55%を補助した後の保証料率)		

信用保証料補助率(単位:%)	区分	第1	第2	第3	第4	第5	第6	第7	第8	第9	※新規先特別保証についても区分に応じて同率の利子補助がございます。
	普通保証	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	
	市補助分	0.55	0.55	0.45	0.40	0.30	0.20	0.15	0.10	0.05	
	負担保証料	1.35	1.20	1.10	0.95	0.85	0.80	0.65	0.50	0.40	

創業サポート資金

対象者	● 新規開業者…市内で新規に開業する中小企業者 ● 開業後5年未満の方… 市内に主たる店舗・工場・事業所を有し、開業して5年未満の中小企業者	創業等関連保証 年0.45% (いずれも市が信用保証協会に0.45%を補助した後の保証料率)	
資金使途	事業所等にかかる開業のための運転資金・設備資金	期間	10年以内(据置期間を含む)
融資限度額	3,500万円	償還方法	元金均等割賦払 据置 1年以内
融資利率	年1.1%以内(市が0.7%を利子補給した後の利率) 特定創業支援事業優遇 年0.9%以内(市が0.9%を利子補給した後の利率)	担保・保証人	金融機関・信用保証協会の定めるところによる
信用保証協会の保証	保証付とする 普通保証 新規先特別保証 創業関連保証 創業等関連保証	その他	創業サポート資金内で借換を行うことができる(融資限度額以内で増額可、返済額増額可)。
信用保証料率	信用保証協会の定めるところによる 普通保証 年0.30%~1.25%以内 (市が信用保証協会に0.15%~0.65%を補助した後の保証料率) 新規先特別保証 年0.19%~1.03%以内 (市が信用保証協会に0.15%~0.65%を補助した後の保証料率) 創業(等)関連保証 年0.45%	制度ごとの必要書類	● 創業サポート資金(特定創業支援事業優遇)浜松市の特定創業支援事業の証明書 ● 既往借入金を借り換える場合は借換計画書(第4号様式) 【浜松市と信用保証協会へ提出する共通書類 各2部】 ① 申込人(企業)概要 ② 決算書・確定申告書(1期分) ③ (設備資金)見積書及び設備計画書 ④ (創業サポート資金)創業・再挑戦計画書(2回目以降は決算書にて対応のため不要) +共通の必要書類①~④(※1)

信用保証料補助率(単位:%)	区分	第1	第2	第3	第4	第5	第6	第7	第8	第9	※新規先特別保証についても区分に応じて同率の利子補助がございます。 ※【創業(等)関連保証】0.90% (市負担分)0.45%(負担保証料)0.45%。
	普通保証	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	
	市補助分	0.65	0.65	0.55	0.50	0.40	0.30	0.25	0.20	0.15	
	負担保証料	1.25	1.10	1.00	0.85	0.75	0.70	0.55	0.40	0.30	

● 特定創業支援事業については、はままつ起業家カフェにお問い合わせください。(浜松市中区東伊場二丁目7番1号 浜松商工会議所1階 TEL053-525-9745)

中小企業育成資金

対象者	● 市内に主たる店舗・工場・事業所を有する中小企業者 【条件】 ● 従業員が30名以下(商業・サービス業10名以下) ● 3ヶ月以上同一事業を営んでいること ※特別小口保証利用の場合 ● 従業員が20名以下(商業・サービス業5名以下) ● 1年以上事業を営んでいること ● 所得割による税金を完納していること ● 特別小口保証以外に保証残高がないこと	特別小口保証 年0.65% (市が信用保証協会に0.10%を補助した後の保証料率)	
資金使途	事業所等にかかる一般事業のための運転資金・設備資金	期間	5年以内(据置期間を含む)
融資限度額	700万円	償還方法	元金均等割賦払 据置 6ヶ月以内
融資利率	年1.7%以内(市が0.12%を利子補給した後の利率)	担保・保証人	金融機関・信用保証協会の定めるところによる ※特別小口保証は無担保・無保証人
信用保証協会の保証	保証付とする 市町小口資金 特別小口保証	その他	市町小口資金に限り中小企業育成資金内で借換を行うことができる(融資限度額以内で増額可、返済額増額可)。
信用保証料率	信用保証協会の定めるところによる 市町小口資金 年0.30%~1.25%以内 (市が信用保証協会に0.15%~0.65%を補助した後の保証料率)	制度ごとの必要書類	● 既往借入金を借り換える場合は借換計画書(第4号様式) 【浜松市と信用保証協会へ提出する共通書類 各2部】 ① 申込人(企業)概要 ② 決算書・確定申告書(1期分) ③ (設備資金)見積書及び設備計画書 +共通の必要書類①~④(※1)

信用保証料補助率(単位:%)	区分	第1	第2	第3	第4	第5	第6	第7	第8	第9	※【特別小口保証】0.75% (市負担分)0.10%(負担保証料)0.65%。
	市町小口資金	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	
	市補助分	0.65	0.65	0.55	0.50	0.40	0.30	0.25	0.20	0.15	
	負担保証料	1.25	1.10	1.00	0.85	0.75	0.70	0.55	0.40	0.30	

短期資金

対象者	● 市内に主たる店舗・工場・事業所を有する中小企業者 【条件】 ● 1年以上事業を営んでいること	期間	1年以内
資金使途	事業所等にかかる一時的に必要な運転資金	償還方法	一括払又は元金均等割賦払
融資限度額	1企業 700万円 1組合 1,500万円	担保・保証人	金融機関・信用保証協会の定めるところによる
融資利率	年1.7%以内(市が0.12%を利子補給した後の利率)	制度ごとの必要書類	【浜松市と信用保証協会へ提出する共通書類 各2部】 ① 申込人(企業)概要 ② 決算書・確定申告書(1期分) ③ (設備資金)見積書及び設備計画書 +共通の必要書類①~④(※1)
信用保証協会の保証	保証付とする 普通保証 新規先特別保証 流動資産担保融資保証(根保証・個別保証)	信用保証料率	信用保証協会の定めるところによる 普通保証 年0.45%~1.90%以内 流動資産担保融資保証 (根保証・個別保証)年0.68%

事業承継資金

対象者	● 市内に本社及び事業所を有し、1年以上同一事業を営んでいる中小企業者で事業を譲り渡す者。または、市内に本社及び事業所を有し、1年以上同一事業を営んでいる中小企業者から事業を譲り受ける者 【条件】 ① 静岡県事業引継ぎ支援センターの支援を受けて策定した「事業承継計画」に基づき事業承継を行うとする者 ② 中小企業等経営強化法に規定する「認定経営革新等支援機関」の支援を受けて策定した事業承継計画に基づき事業承継を行うとする者 ③ 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律(以下「経営承継円滑化法」)に基づく都道府県知事の認定を受けて事業承継を行うとする者 ● 上記①~③のいずれかの条件を満たす者	信用保証料率	信用保証協会の定めるところによる ① 普通保証、経営承継関連保証、特定経営承継関連保証、 ② 新規先特別保証、③ 事業承継サポート保証 ①年0.40%~1.35%以内 ②年0.29%~1.13%以内 ③年0.85% (市が信用保証協会に①、②、0.05%~0.55%、③、0.30%を補助した後の保証料率)
資金使途	● 法人の議決権(株式)や法人・個人の事業用資産(土地・建物・設備等)の買い取り資金 ● 後継者が相続贈与によって資産を取得した場合に必要な相続税や贈与税の納税資金に相当する額 ● 前経営者の退職慰労金 ● 事業承継後、事業展開に必要な運転・設備資金 等	期間	10年以内(据置期間を含む)
融資限度額	5,000万円	償還方法	元金均等割賦払 据置 1年以内
融資利率	年0.9%以内(市が0.9%を利子補給した後の利率)	担保・保証人	金融機関・信用保証協会の定めるところによる
信用保証協会の保証	保証付とすることができる 普通保証 新規先特別保証 経営承継関連保証 特定経営承継関連保証 事業承継サポート保証 ※プロパー融資可能	その他	保証協会の保証付融資とする場合、対象者の範囲や資金使途等は限定される場合がある。保証付融資は保証協会の定めによるため、利用に当たっては、事前に保証協会に確認を行うこと。
信用保証料率	信用保証協会の定めるところによる 普通保証 年0.30%~1.25%以内 (市が信用保証協会に0.15%~0.65%を補助した後の保証料率) 新規先特別保証 年0.19%~1.03%以内 (市が信用保証協会に0.15%~0.65%を補助した後の保証料率) 創業(等)関連保証 年0.45%	制度ごとの必要書類	● 事業承継計画書、事業承継支援証明書(第5号様式)など 【浜松市と信用保証協会へ提出する共通書類 各2部】 ① 申込人(企業)概要 ② 決算書・確定申告書(1期分) ③ (設備資金)見積書及び設備計画書 【信用保証協会の保証付きでない場合】 ① 申込人(企業)概要 ② 決算書・確定申告書(2期分) ③ 事業承継実施にかかる経費明細書 +共通の必要書類①~④(※1)

信用保証料補助率(単位:%)	区分	第1	第2	第3	第4	第5	第6	第7	第8	第9	※新規先特別保証、特定経営承継関連保証についても区分に応じて同率の利子補助がございます。 ※【事業承継サポート保証】1.15% (市負担分)0.3%(負担保証料)0.85%。
	普通保証	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	
	市補助分	0.55	0.55	0.45	0.40	0.30	0.20	0.15	0.10	0.05	
	負担保証料	1.35	1.20	1.10	0.95	0.85	0.80	0.65	0.50	0.40	